

事務連絡  
令和3年8月6日

(重要) 本事務連絡は、子供たちを対象とした全国大会・コンクール等における  
成果発表の機会の確保に向けて御理解、御協力をお願いするものです。

公益財団法人日本スポーツ協会  
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中  
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会  
文化芸術関係団体

スポーツ庁健康スポーツ課  
スポーツ庁競技スポーツ課  
スポーツ庁政策課学校体育室  
文化庁参事官(芸術文化担当)

子供たちを対象とした全国大会・コンクール等における  
成果発表の機会の確保等に係る取組について  
(周知依頼)

これまでも、貴団体等におかれては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に十分留意のうえ大会やコンクール等(以下「大会等」という。)の開催をしていただいているところと承知しております。スポーツ庁及び文化庁としても、大会等は、子供たちにとって日頃の活動の成果を発揮できる貴重な機会であると考えておりまして、十分な感染防止対策を講じた上で、できるかぎり実施していただきたいと考えております。

一部団体には御案内してきておりますが、スポーツ庁・文化庁では、中学生や高校生等が参加する全国的な大会等の開催に当たって、生徒等にとって安全安心な大会等が開催されるよう、大会等の前後も含めて留意していただきたい事項をまとめた「中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大予防ガイドライン」を作成しております(別紙)。

こちらのガイドラインは、これまで主に部活動の全国的な大会等にご活用いただくことを想定して関係団体の皆様に御案内しておりましたが、部活動の大会等に限らず広く子供たちを対象にした大会等の開催にあたってもご活用いただけるものであり、また、全国規模の大会だけではなく、地域別の大会など規模に関わらず御参考としてご活用いただけるものですので、改めてスポーツ・文化団体の皆様に幅広く周知をさせていただきます。

大会等の開催や子供たちの大会等への参加の可否については、主催者において、安

全安心な大会等の開催のため、適切に御判断いただくものではありませんが、感染対策上その開催について制限的な対応をする場合であっても、可能な限り代替策等の検討をしていただくなどして子供たちの成果発表の貴重な機会が確保できますよう、特段のご配慮をいただきますようお願いいたします。

スポーツ庁及び文化庁としては、引き続き子供たちにとって安全安心な大会等の開催に向けて、連携協力して取り組んでまいりますので、子供達の成果発表の機会の確保が図られますよう、御理解、御協力いただけますようよろしく御願いたします。

このことについて、加盟の団体・連盟等に対して周知くださるようお願いいたします。

#### 連絡先

(公益財団法人日本スポーツ協会及び公益財団法人日本障がい者スポーツ協会関係団体関係)

スポーツ庁健康スポーツ課

電話：03-5253-4111（内線）2688

(公益財団法人日本オリンピック委員会関係団体関係)

スポーツ庁競技スポーツ課

電話：03-5253-4111（内線）2679

(中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における感染拡大予防ガイドライン関係)

スポーツ庁政策課学校体育室

電話：03-5253-4111（内線）3777

(文化芸術関係団体関係)

文化庁参事官（芸術文化担当）

電話：03-5253-4111（内線）2832

# 中学生・高校生等を対象とした全国大会・コンクール等における 感染拡大予防ガイドライン

令和3年6月2日

スポーツ庁  
文化庁

## はじめに

新型コロナウイルス感染症については、変異株の拡大等、引き続き警戒が必要な状況にあります。このような中、全国から参加する中学生や高校生等が集まる大規模な大会やコンクール等（以下「大会等」という。）を開催するに当たっては、十分な感染防止対策を講じ、大会等に参加する生徒はもちろんのこと、大会等の運営に携わるスタッフや観客の安全を守る必要があります。

そのため、大会等の開催に当たって、主催者の参考となるよう、留意すべき事項についてガイドラインとしてまとめましたので、本ガイドラインも参考に感染防止対策に努めていただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインは、大会等の運営における一般的な留意事項をまとめたものであり、競技、演技、演奏等（以下「競技」という。）の実施に当たっては、当該中央競技団体や文化芸術団体等が策定しているガイドライン等を踏まえて実施してください。

なお、本ガイドラインは、令和3年6月2日時点での最新の知見に基づき作成したものです。今後新たな情報や知見が得られた場合には必要に応じて見直してまいります。

## 1. 大会等の運営

### (1) 大会等の実施

- ・大会等の開催要件等について、開催地の各都道府県に事前相談をすること。観客を入れる場合には、収容率及び人数制限についても確認をすること。
- ・事前に相談した以後に、開催地が新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象区域又はまん延防止等重点措置区域となった場合には、改めて開催要件等について確認すること。
- ・全国的に緊急事態宣言が発令された場合や、開催地における医療体制がひっ迫し大会等の開催期間中に新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応が困難となった場合等には、速やかに中止や延期を検討すること。

### (2) 感染防止の責任者の配置

- ・大会等の開催に係る新型コロナウイルスへの感染防止の責任者を配置すること。大会等が複数の会場で実施される場合には、会場ごとに当該会場における責任者も合わせて配置すること。

- ・大会等の開催に当たり、体調不良者への対応や検査等において医療機関との連携が必要となる場合を想定し、大会等の会場付近の医療機関とあらかじめ受診や検査等について調整を行うこと。
- ・参加する学校（複数の学校が合同で参加する場合には代表校）や団体ごとに、当該学校等の参加者における感染防止の責任者を配置させること。

### （３）感染防止措置の周知

- ・感染防止のため実施すべき事項や大会等に参加する生徒、監督・コーチ・引率者（以下「参加者」という。）が遵守すべき事項をあらかじめ整理し、周知すること。

### （４）開会式等

- ・開会式、抽選会、表彰式等を実施する場合は、必要最小限の出席者とする。
- ・出席者にはマスクを着用させること。
- ・整列する際は、周囲の人となるべく距離（※）を空けさせること。  
（※）感染予防の観点からは、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）の距離を空けること。

## 2. 大会等の参加者への要求事項

### （１）体調管理

- ・参加者の健康管理や参加の可否の判断、感染が発生した場合の連絡体制等の手順について策定し、あらかじめ参加者に対して周知すること。
- ・参加者に対して、大会等に参加する14日前からの体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・大会等開催中は、参加者に対して毎日体温や体調等について提出させ確認すること。
- ・提出させた書面は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、少なくとも1か月以上の保存期間を定めて保存しておくこと。
- ・発熱等の症状がある参加者については、速やかに医療機関等への相談・受診を行わせ、かつ検査を受けさせた上で大会に参加等させること。
- ・大会等の終了後に参加者の感染が判明した場合は、主催者に速やかに報告させること。

### （２）マスクの着用等

- ・参加者に対してマスクを準備させ、競技中を除き原則として大会中は着用させること。
- ・マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に悪影響を及ぼす可能性があることや熱中症のリスクが高くなること、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩をとること等、無理をしないことについて注意喚起すること。

### （３）移動、ミーティング等での留意事項

- ・参加者は、移動、ミーティング等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用する等、感染対策に十分配慮させること。

- ・大会等の参加に際して飲食を伴う壮行会、祝勝会等の開催は控えさせること。特に他の学校との競技外での交流は厳に控えさせること。

#### (4) 十分な距離の確保

- ・競技中以外は、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けさせること。  
（※）感染予防の観点からは、できるだけ2 mを目安に（最低1 m）の距離を空けること。

#### (5) 競技中の留意事項

- ・競技中に、唾や痰をはくことを行わせないこと。
- ・タオルや飲み物等の共用はさせないこと。
- ・ハイタッチ、握手等を控えさせること。
- ・本番やリハーサル等の入れ替えの際には、十分な時間を設定したり、出場校同士が接触しないようにする等の配慮を行うこと。

#### (6) 飲食

- ・指定場所以外で行わせないこと。
- ・飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行わせること。
- ・飲料はペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップを使用させ、共有させないこと。
- ・周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底させること。
- ・会話をする時はマスクを着用させること。
- ・指定場所は換気を十分に行うこと。
- ・飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てさせないこと。

### 3. 会場設営

#### (1) 手洗い場所

- ・参加者が手洗いをこまめに行えるよう、手洗い場に石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ・「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること、または手洗い後に手をふくために参加者にマイタオルを持参させること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

#### (2) 更衣室、控え室、休憩スペース

- ・更衣室、控え室、休憩スペース等（以下「更衣室等」という。）は感染リスクが比較的

高いことに留意すること。

- ・更衣室等の広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避けること。ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じること。
- ・更衣室等では、原則としてマスクを着用させること。また、会話や食事は控えさせること。
- ・更衣室等で複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- ・入退室の前後での手洗いを促すこと。手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を促すこと。

### （３）洗面所（トイレ）

- ・洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意すること。
- ・トイレ内の複数の利用者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ・手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ・「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をすること。
- ・手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること、または参加者にマイタオルの持参を求めること。
- ・布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。
- ・利用者が密な状態になるおそれがある場合は、入場制限を行うこと。
- ・換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

### （４）用具の管理

- ・共有する用具等はこまめに消毒すること。
- ・参加者にスポーツ用具の貸出を行う場合は、貸出を行った利用者进行特定できる工夫をするとともに、貸出前後に消毒すること。
- ・用具等の搬入・搬出、設置の際は、十分な時間を設定する等の配慮を行うこと。

### （５）観客の管理

- ・観客を入場させる場合には、各都道府県に収容率及び人数制限について確認し、対応すること。
- ・ステージを利用する場合は、ステージ端から観客との距離（※）を十分確保すること。  
（※）感染予防の観点からは、できるだけ 2 m を目安に（最低 1 m）の距離を空けること。
- ・大声での声援を送らないことや会話を控えること、マスクを着用すること等の留意事

項を周知すること。

- ・大声を出す者がいた場合は個別に注意等を行うこと。
- ・マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で販売すること等により、マスク着用率 100%を担保すること。
- ・選手等の参加者と観客が競技の前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じること。
- ・観客の休憩時間や入退場時の密集回避（時間差入場等）、会話の抑制の周知を行うこと。

## （６）大会等の会場の環境

### ①換気

- ・室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の十分な換気を行うこと。

### ②施設の維持管理

- ・体育館等の床をこまめに清掃したり、プールの水質基準を適切に管理したりする等、関係法令等に従った適切な管理について、感染拡大防止の観点から改めて徹底すること。なお、体育館等のフローリング床について、消毒のために適切な濃度に希釈した市販の塩素系漂白剤を使用することは可能であるが、使用後にきちんと拭き取ることが必要である。また、他の床材の場合は、床材の特性に応じた清掃・消毒を行うことが必要である。必要に応じて専門業者に確認をするとともに、清掃事業者等にも適切な維持管理の徹底を図るようにすること。

## （７）施設の入口

- ・大会等の施設の入口に手指の消毒設備を設置すること。
- ・参加者が遵守すべき事項のチェックリストを掲示すること。

## （８）ゴミの廃棄

- ・参加者に対しゴミ（マスクや鼻水、唾液等がついたもの等）を持ち帰らせることを義務付けるとともに、その内容を周知すること。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用するとともに、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒させること。

## （９）清掃・消毒

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃すること。
- ・通常のコ拭後、不特定多数が触れる環境表面を、毎日、競技の開始前、開始後に清拭消毒すること。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常のコ拭で構わないが、手が触れる可能性がある体育館の床等は上記（６）②のとおり適切に清掃・消毒すること。

**(10) 大会運営スタッフの管理等**

- ・参加者に準ずる健康管理を行うこと。
- ・発熱又は風邪等の症状がみられる大会運営スタッフについては、参加を自粛させること。
- ・原則として、常時マスクを着用させること。